

令和7年度 千葉県における「くろまぐろ（小型魚）及び（大型魚）」に係る資源管理協定の取組の効果の検証結果（中間）

（１）千葉県におけるクロマグロの漁業実態

千葉県におけるクロマグロは、銚子沖から内房海域にかけて漁獲があり、大臣許可漁業を除く漁法としては、くろまぐろ（小型魚）は主にひき縄漁業及び定置漁業、くろまぐろ（大型魚）は主にはえ縄漁業、ひき縄漁業及び定置漁業となっている。資源状況の悪化から国際的な枠組みにより国ごとに漁獲枠が決められており、千葉県においても平成30年7月から漁獲可能量（TAC）管理がなされている。千葉県においては、国から本県に配分された漁獲可能量をもとに、千葉県資源管理方針に基づき知事管理漁獲可能量を設定し、漁業者は当該数量を遵守している。

（２）資源管理の目標及び目標達成のための具体的な取組等

目標（資源管理基本方針に定める資源管理の目標） くろまぐろ（小型魚）及び（大型魚）で同じ目標

中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）での合意を考慮し、若齢魚の資源への加入水準が平均的であり、かつ漁獲がないと仮定した場合の親魚資源量の20パーセントとする。

該当する資源管理協定

「くろまぐろ（小型魚）及び（大型魚）」に係る資源管理協定（以下、協定という。）は下表のとおりで、17漁協所属の約280名がそれぞれの協定に参加しており、このうち本検証の対象となるのは、12協定となっている。

協定	備考	協定	備考	協定	備考	協定	備考
船橋市		館山		東安房（天津小湊）		夷隅東部	
天羽		西岬		鴨川市		九十九里	
鋸南町保田・波左間		東安房（本所）		新勝浦市		海匠	
鋸南町勝山		東安房（白浜）		勝浦		銚子市	
岩井富浦		東安房（和田）		御宿岩和田			

本検証の対象協定

自主的取組

漁業の種類	資源管理の取組	取組の内容	備考
共通	強度な資源管理	資源管理基本方針及び千葉県資源管理方針に定められたくろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）の内容を順守するとともに、漁業法第32条第2項の規定により千葉県知事が行う助言、指導又は勧告に関する運用指針（以下、「運用指針」という。）に基づく助言、指導又は勧告の内容を実施するものとする。	全協定

まき網漁業	休漁期間の設定	7月から10月のうち2週間程度	鴨川市
	休漁日の設定	12月第4土曜日以外の毎週土曜日 第1・第3日曜日 毎週日曜日 毎週日曜日、祝日 飯岡漁港及び銚子漁港魚市場の両方が休業の日	天羽 館山、鴨川市 夷隅東部 九十九里 海匠
定置漁業	休漁期間の設定	8月から12月のうち約2週間 9月から2月までのうち約2週間 7月から11月のうち約1か月	天羽 岩井富浦 鴨川市
はえなわ漁業	休漁日の設定	・第1・3土曜日(ただし、県外操業及び水揚げにより、当該取組を実施できない場合、当該取組の休漁日数との合計で2日以上/月を設定する。) ・千葉県沿岸小型漁船漁業協同組合かじき縄部会が定めた休漁日	新勝浦、勝浦
クロマグロひき縄漁業		上記の「強度な資源管理」と同様。	岩井富浦、鴨川市、新勝浦、勝浦、夷隅東部、御宿 岩和田、銚子市
クロマグロはえ縄漁業		上記の「強度な資源管理」と同様。	銚子市

協定に記載されている取組

上記取組の他、ひき縄漁業、はえ縄漁業、定置漁業それぞれの地域関係漁業者による話し合いが行われ、知事管理漁獲可能量を遵守し、かつ有効に利用するため、消化率等に応じた漁獲制限、漁獲時期及び漁獲サイズ制限等、様々な取組の実施・検討を行っている。

(3) 資源管理の取組状況

本県では管理年度(4月から翌年3月)ごとに、千葉県資源管理方針に基づく知事管理漁獲可能量の設定により、国から本県に配分された漁獲可能量が下記の通り遵守されている。

小型魚	2020 管理年度	2021 管理年度	2022 管理年度	2023 管理年度	2024 管理年度
漁獲実績(トン)	78.2	77.0	76.5	70.2	76.3
国から配分された漁獲可能量(トン)	103.6	95.2	86.2	79.6	85.1
大型魚	2020 管理年度	2021 管理年度	2022 管理年度	2023 管理年度	2024 管理年度
漁獲実績(トン)	70.5	62.0	58.1	50.5	57.0
国から配分された漁獲可能量(トン)	81.7	68.6	61.8	53.6	61.1

また、令和6年度国際漁業資源の現況によると、親魚資源量は2010年以降急激に回復して最近年(2022年)は約14.4万トンであり(図1)、これは一般的に用いられている管理基準値($SSB / 20\%SSB_{F=0}$)と比較しても「減り過ぎ」の状態を脱却しているとされている。加えて、近年(2020

～2022年)の漁獲強度は「獲り過ぎ」の状態にもないとされている。協定参加者による検証(以下、「自己点検」という。)においても、過去2年間の水揚げはなく自己点検ができなかった2地区を除き、漁獲量は9地区で増加、1地区で維持、CPUE(単位努力量あたり漁獲量)は7地区で増加、3地区で維持していると判断されており、国の資源評価と概ね一致している。なお、漁獲努力量は、漁獲可能量を遵守されている中で、4地区で増加、6地区で維持していると判断されていた。魚価については、1地区で増加、6地区で維持、3地区で減少していると判断されていた。

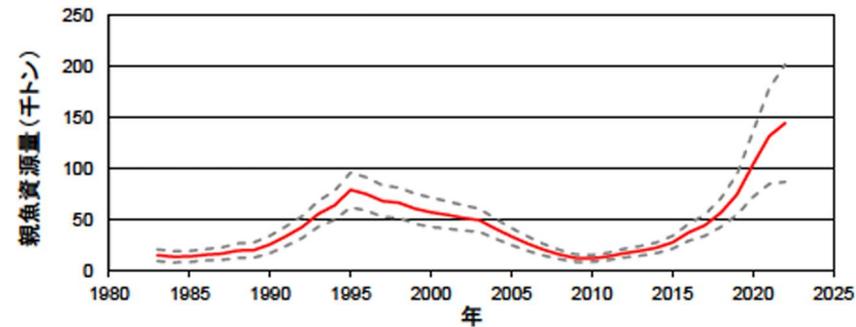


図1 クロマグロの親魚資源量の経年変化
(出典 令和6年度国際漁業資源の現況)

(4) 資源管理の効果を高めるための協定の改善・高度化の検討

本県では国から配分された漁獲可能量が遵守され、過去2年間の水揚げはなく自己点検ができなかった2地区を除き、全地区で取組の効果があると判断されている。さらに親魚資源量は増加傾向にあることから、現在の取組は資源の保存及び管理に効果的なものと考えられる。以上から、今後も国際的な資源評価結果に基づいた漁獲可能量を遵守するため、現在の取組を継続していく必要があると考えられる。